

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表6）（用紙）

条例施行規則別表1 61-(2)冷暖房  
施設は含まれません。

ばいじんの排出量明細書（ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に限る。）

1 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に係るばいじんの排出量の許容限度等

ボイラーの番号 及び記号	① ばいじんの排出量の許容限度 $Q_n$ (g/h) (②×2.56×③)	② 係 数 R	③ 燃料の重油換算使用量 $W_n$ (t/h)
BS-1	185	1	72.3
B-3	191	1	74.6
B-4	191	1	74.6
BH-1	16.64	1	6.5
計ΣQ	583.64		

2 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）別のばいじんの排出量等

ボイラーの番号 及び記号	④ ばいじんの排出量 $q_n$ (g/h) (⑤×⑥)	⑤ ばいじんの排出濃度 A (g/Nm <sup>3</sup> )	⑥ 乾き排出ガス量 B (Nm <sup>3</sup> /h)
BS-1	75.0	0.05	1498
B-3	16.5	0.01	1650
B-4	16.5	0.01	1650
BH-1	3.2	0.01	318.7
計Σq	111.2		

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料の重油換算使用量（定格能力）の積算に係る明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 乾き排出ガス量の根拠を明らかにする書類
------	--

- 備考 1 指定事業所における全てのボイラーについて記入してください。
- 2 「 $Q_n$ 」、「 $W_n$ 」、「 $\Sigma Q$ 」及び「R」とは、別表第5の1に定める $Q_n$ 、 $W_n$ 、 $\Sigma Q$ 及びRをいいます。
- 3 「 $q_n$ 」とは、次の式により算出されるものをいいます。  
 $q_n = A \times B$   
 (1) 「A」とは、ボイラー1基ごとのばいじんの排出濃度をいいます。

指定事業所  
における全  
てのボイラ  
ーについて  
記入してく  
ださい。（小  
規模ボイラ  
ー等届出対  
象外の施設  
についても  
記入してく  
ださい。）

- (2) 「B」とは、ボイラー1基ごとの乾き排出ガス量をいいます。
- 4 「 $\Sigma q$ 」とは、指定事業所全体のボイラーのばいじんの総排出量です。
- 5 添付書類の欄には、添付した書類については口内に $\angle$ 印を記入してください。

重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定してください。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm <sup>3</sup> /h (16kg)
固体燃料	16kg

「R」とは、ボイラー1基当たりの定格運転時の燃料の重油換算消費量が1時間当たり1,000リットル未満のものにあつては1の数値、1時間当たりの1,000リットル以上のものにあつては0.25の数値をいいます。